

鶴ヶ島市立図書館

指定管理者選定等委員会

審査報告書

平成27年8月

目次

1	施設概要	1
	(1) 施設の名称、所在地、開設年月日.....	1
	(2) 目的.....	1
	(3) 施設の形態.....	1
	(4) 施設の規模.....	1
	(5) 施設（中央図書館）.....	1
	(6) 開館時間.....	2
	(7) 休館日.....	2
	(8) 利用料金.....	2
2	指定管理者の導入目的	2
3	指定管理者が行う業務	2
4	指定管理期間	3
5	応募団体	3
6	指定管理者選定等委員会委員（敬称略）	3
7	選定基準	3
8	選定経過	4
9	審査結果	5
	(1) 第1回指定管理者選定等委員会.....	5
	(2) 第2回指定管理者選定等委員会.....	5
	(3) 第3回指定管理者選定等委員会.....	5
10	指定管理者（候補）	6
	(1) 名称.....	6
	(2) 指定期間.....	6
	(3) 指定管理料.....	6
11	今後のスケジュール	6
12	総評	7

1 施設概要

(1) 施設の名称、所在地、開設年月日

名称	所在地	開設年月
中央図書館	鶴ヶ島市大字高倉 1247 番地 1	平成 8 年 10 月
図書館東分室	鶴ヶ島市大字五味ヶ谷 202 番地	昭和 62 年 4 月
図書館西分室	鶴ヶ島市新町四丁目 17 番地 8	平成 8 年 10 月
図書館南分室	鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘 375 番地 1	昭和 60 年 4 月
図書館北分室	鶴ヶ島市大字脚折 2171 番地 1	昭和 61 年 6 月
図書館富士見分室	鶴ヶ島市富士見五丁目 11 番 1 号	昭和 62 年 6 月
図書館大橋分室	鶴ヶ島市大字太田ヶ谷 883 番地	平成 3 年 7 月

(2) 目的

鶴ヶ島市立図書館は、地域の情報拠点として図書資料を始め行政資料や地域資料を保存・活用するとともに、地域の読書施設として市民の学びを支援し、教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(3) 施設の形態

中央図書館 単独施設
各分室 各市民センターに併設

(4) 施設の規模

施設名	敷地面積	建物構造	建築面積 (施設全体)	延床面積 (図書館部分)
中央図書館	11,212.19 m ²	鉄筋コンクリート造 2 階建	3,430.93 m ²	4,254.70 m ²
図書館東分室	4,458.71 m ²	〃	1,383.61 m ²	90.75 m ²
図書館西分室	4,992.00 m ²	〃	2,264.21 m ²	291.94 m ²
図書館南分室	2,067.20 m ²	〃	1,031.86 m ²	149.34 m ²
図書館北分室	4,012.00 m ²	〃	1,229.76 m ²	63.99 m ²
図書館富士見分室	2,381.95 m ²	〃	1,047.22 m ²	159.87 m ²
図書館大橋分室	4,181.95 m ²	〃	1,569.58 m ²	253.63 m ²

※各分室は、施設の 1 階に配置。

(5) 施設（中央図書館）

【1 階】

一般開架貸出室、児童開架貸出室、参考資料室、グループ室、お話のへや、保育室、和室、読書サービス室、録音編集室、印刷室、コンピュータ室、事務室、会議室、応接室、職員休憩室、AV 保存庫、配送書庫、車庫、機械室

【2 階】

展示室、視聴覚室、郷土保存庫、閉架書庫、業務室、美術品保管庫

(6) 開館時間

中央図書館

火～日曜日、祝日午前 9 時 30 分から午後 6 時 00 分

各分室（開館する曜日は分室により異なる）

火～日曜日、祝日午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分

(7) 休館日

中央図書館

祝日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日)に重ならない月曜日、月末整理日、特別整理期間及び 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

各分室

週 3 日休館

(8) 利用料金

①施設運営収入

入館料その他図書館資料の利用に係る料金は、図書館法に基づき無料とする。

②自主事業収入

自主事業の実施において、やむを得ず利用者から材料費等を徴収する必要がある場合は、実費相当額を利用者に求めることができる。

③その他の収入

中央図書館の録音編集室、視聴覚室、展示室及びグループ室は、鶴ヶ島市立図書館規則に規定する者の利用に供することができる。利用料金は鶴ヶ島市立図書館条例に準ずることとする。

2 指定管理者の導入目的

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、鶴ヶ島市立図書館（中央図書館及び 6 分室）の管理運営に民間の能力を活用し、市民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とする。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 別紙「鶴ヶ島市立図書館ビジョン」を達成するための業務
- (2) 資料の貸出返却、利用案内、レファレンス、資料選定・除籍及び講座開催、図書館システム（平成 28 年 6 月から運用開始予定）の導入・運用等に関する業務
- (3) 中央図書館、分室の管理、運営に関する業務（平日の開館時間を延長予定）
- (4) 図書館施設の使用許可、使用許可の取消し等に関する業務
- (5) 図書館の施設（設備及び備品）の維持管理に関する業務
- (6) その他図書館の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること

4 指定管理期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

5 応募団体

3団体

6 指定管理者選定等委員会委員(敬称略)

職名	氏名	性別	摘要
委員長	新井 順一	男	総合政策部長
副委員長	竹本 良明	男	識見者
委員	朝生 三郎	男	
	橋本 則雄	男	
	中島 啓善	男	総務部長
	山田 祐之	男	市民生活部長
	細川 滋	男	教育部長

7 選定基準

(団体概要)

- ・公の施設としての役割を適切に担うことができるか
- ・経営基盤は安定しているか
- ・個人情報の適切な取扱いを確保しているか

(事業内容)

- ・効果的な施設運営を実施できるか
- ・効果的な施設管理を実施できるか
- ・指定管理料は適正か

8 選定経過

月日	内容
6月9日から7月5日	募集要項配布
6月26日	現地説明会
6月27日から6月30日	質問書受付
7月7日から7月10日	申請書受付
8月6日	指定管理者選定等委員会委員委嘱・任命 第1回指定管理者選定等委員会 ・適格審査 ・ヒアリング基準の検討
8月18日	第2回指定管理者選定等委員会 ・応募団体ヒアリング
8月20日	第3回指定管理者選定等委員会 ・指定管理者（候補）の選定
8月	市長報告

9 審査結果

(1) 第1回指定管理者選定等委員会

申請資格について審査を行い、応募団体の資格要件については、妥当と認められた。

(2) 第2回指定管理者選定等委員会

「指定管理者候補者審査基準評価表」に基づいて評価を行った。

審査基準評価表集計結果

評価項目（配点）	得点（委員平均）		
	鶴ヶ島 TRC グループ	A	B
公の施設としての役割を適切に担うことができるか（20）	18.6	9.4	14.3
経営基盤は安定しているか（20）	15.7	10.6	10.6
個人情報の適切な取扱いを確保しているか（10）	6.9	6.0	6.0
効果的な施設運営を実施できるか（50）	35.4	28.3	28.3
効果的な施設管理を実施できるか（40）	28.3	23.4	24.9
指定管理料は適正か（50）	42.6	21.4	22.3
合計	147.4	99.1	106.3
選定基準点／満点	114／190		

(3) 第3回指定管理者選定等委員会

「指定管理者候補者審査基準評価表」の集計をもとに、指定管理者（候補）を選定した。

10 指定管理者（候補）

(1) 名称

共同事業体 鶴ヶ島 TRC グループ

代表法人

名称：株式会社図書館流通センター

代表者：代表取締役 石井 昭

所在地：東京都文京区大塚三丁目1番1号

構成法人

名称：TRC ファシリティーズ株式会社

代表者：代表取締役 中藤 龍一郎

所在地：東京都千代田区岩本町一丁目3番9号

(2) 指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

(3) 指定管理料

28年度	168,930,000円
29年度	168,930,000円
30年度	168,930,000円
31年度	168,930,000円
32年度	168,930,000円
合計	844,650,000円

11 今後のスケジュール

月日	内容
選定委員会選定後	指定管理者（候補）の決定、応募者へ通知
12月	平成27年第4回定例議会で指定管理者議案議決、指定管理者の指定（告示）
3月	指定管理者の協定の締結
4月1日	指定管理業務の開始

1 2 総評

鶴ヶ島 TRC グループは、株式会社図書館流通センターと TRC ファシリティーズ株式会社を構成法人とする共同事業体である。株式会社図書館流通センターは、書籍の販売等を、TRC ファシリティーズ株式会社は、建築物の維持管理業務等を目的とする法人である。

公の施設としての役割

2社は、全国で256件、県内で20件の同様の指定管理業務実績を有している。

8月18日に行った第2回指定管理者選定等委員会の応募団体ヒアリングでは、市の総合計画、現状を調査したうえで事業提案を行うなど、指定管理業務への意欲について、高く評価できる。

経営基盤

提出された団体の運営、財務に関する書類から、経営基盤は、高く評価でき、安定的な施設管理運営を行うことができると見込まれる。

個人情報の適切な取扱い／効果的な施設管理

個人情報の扱い、防災、防犯等の緊急時対応については、マニュアルの作成、研修の実施など、その体制は妥当と評価できる。また、衛生管理についても、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に沿った対応であり、妥当と評価できる。

効果的な施設運営

サービス拡充の1つである開館時間の延長については、小学校、児童館と隣接している西分室をモデルとして、開館時間の延長に加え、開館日も拡充するなど、市の提示以上の提案があり、評価できる。

指定管理者募集要項等で必須の業務として指定のない、また、指定管理料とは別に費用が必要となる事業として、若葉駅前出張所における図書館システム端末機の設置、貸出、返却等の提案があった。仕事帰りや学校帰りの方が気軽に利用できる環境を整えることで、図書館の利用促進効果が期待でき、高く評価できる。本提案の実現に向けて、条件等について、鶴ヶ島 TRC グループとの協議が期待される。

指定管理料

指定管理料は、5年間で844,650,000円であり、過去5年間（平成22～26年度）の決算額（960,303,101円）と比較し、115,653,101円の費用削減効果が見込まれる。

以上のことから、市民サービスの向上や経費の節減等の効果が見込まれ、指定管理者制度導入の目的にかなうものと考えられるため、鶴ヶ島 TRC グループを鶴ヶ島市立図書館の指定管理者（候補）として選定するものである。